概要	投資の自由化及び国境を越えるサービスの貿易 1　日本国は、この協定の効力発生の時の状況の下で日本国政府が認識していたか、又は認識し得たサービス以外のサービスに関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 2　この協定の効力発生の時にＪＳＩＣ又はＣＰＣにおいて明示的かつ具体的な記述により分類されているサービスは、その時点で日本国政府が認識し得たものとする。 3　日本国は、この協定の効力発生の時には技術的に提供可能でなかったあらゆる態様でのサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置	

四

分野	航空宇宙産業
小分野	宇宙開発産業
産業分類	
関連する義務	市場アクセス（第八・七条及び第八・十五条） 内国民待遇（第八・八条及び第八・十六条） 経営幹部及び取締役会（第八・十条） 特定措置の履行要求の禁止（第八・十一条） 投資の自由化及び国境を越えるサービスの貿易
概要	1　日本国は、宇宙開発産業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 2　日本国は、次のサービスを含む宇宙開発産業に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 (a)　開発、製造又は使用に関する技術を輸入するための技術導入契約に基づくサービス (b)　報酬を受けて、又は契約に基づいて行う製造に係るサービス (c)　修理及び保守のサービス (d)　宇宙輸送サービス
現行の措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第三十条

五

分野	武器・火薬産業
小分野	武器産業 火薬類製造業
産業分類	
関連する義務	市場アクセス（第八・七条及び第八・十五条） 内国民待遇（第八・八条及び第八・十六条） 経営幹部及び取締役会（第八・十条） 特定措置の履行要求の禁止（第八・十一条） 投資の自由化及び国境を越えるサービスの貿易
概要	1　日本国は、武器産業及び火薬類製造業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 2　日本国は、次のサービスを含む武器産業及び火薬類製造業に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 (a)　開発、製造又は使用に関する技術を輸入するための技術導入契約に基づくサービス (b)　報酬を受けて、又は契約に基づいて行う製造に係るサービス (c)　修理及び保守のサービス
現行の措置	武器等製造法（昭和二十八年法律第百四十五号）第五条 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第三十条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第五条

六

分野	情報通信業
小分野	放送業
産業分類	ＪＳＩＣ　三八〇　管理、補助的経済活動を行う事業所 ＪＳＩＣ　三八一　公共放送業（有線放送業を除く。）

	ＪＳＩＣ　三八二　民間放送業（有線放送業を除く。） ＪＳＩＣ　三八三　有線放送業
関連する義務	市場アクセス（第八・七条及び第八・十五条） 内国民待遇（第八・八条及び第八・十六条） 経営幹部及び取締役会（第八・十条） 特定措置の履行要求の禁止（第八・十一条） 投資の自由化及び国境を越えるサービスの貿易
概要	1　日本国は、放送業への投資又は放送業に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 2　この留保の適用上、「放送」とは、公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信をいい（放送法第二条第一号）、オンデマンド・サービス（インターネット上で提供されるそのようなサービスを含む。）を含まない。
現行の措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二章 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二章及び第五章から第八章まで

七

分野	教育及び学習支援業
小分野	初等及び中等教育サービス
産業分類	ＪＳＩＣ　八一一　幼稚園 ＪＳＩＣ　八一二　小学校 ＪＳＩＣ　八一三　中学校 ＪＳＩＣ　八一四　高等学校、中等教育学校 ＪＳＩＣ　八一五　特別支援学校 ＪＳＩＣ　八一九　幼保連携型認定こども園
関連する義務	市場アクセス（第八・七条及び第八・十五条） 内国民待遇（第八・八条及び第八・十六条） 投資の自由化及び国境を越えるサービスの貿易
概要	日本国は、初等及び中等教育サービスへの投資又は初等及び中等教育サービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置	教育基本法（平成十八年法律第百二十号）第六条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）

八

分野	エネルギー産業
小分野	電気業 ガス業 原子力産業
産業分類（注）	ＪＳＩＣ　〇五一九＊1　その他の金属鉱業 ＪＳＩＣ　二三九一　核燃料製造業 ＪＳＩＣ　二八一＊2　電子デバイス製造業